９．７　最終処分場埋立容量（平成１４年４月１日現在）

（単位：m^3）

施設の種類		事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場		43,565 (87,287)	272,682 (285,933)	10,650 (10,650)	326,897 (383,870)
安定型処分場		16,096,679 (15,792,706)	194,584,961 (194,164,225)	14,981,084 (15,969,181)	225,662,724 (225,926,112)
管理型処分場		99,782,378 (105,193,800)	156,180,035 (169,547,836)	213,075,326 (229,218,274)	469,037,739 (503,959,910)
	内数：海面埋立	33,810,592 (36,032,531)	26,533,000 (19,233,000)	143,024,045 (135,201,323)	203,367,637 (190,466,854)
計		115,922,622 (121,073,793)	351,037,678 (363,997,994)	228,067,060 (245,198,105)	695,027,360 (730,269,892)

注）１．埋立容量については、処理施設（廃止届出を提出していないもの）の許可設置時の容量であり、一般廃棄物と産業廃棄物を処分できる施設においては産業廃棄物のみの容量である。
２．海面埋立は内数である。
３．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。
４．（　）内は、前年度の調査結果である。

９．８　新規最終処分場数（平成１３年度実績）

施設の種類		事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場		0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
安定型処分場		0 (4)	17 (11)	0 (1)	17 (16)
管理型処分場		1 (3)	8 (12)	2 (1)	11 (16)
	内数：海面埋立	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
計		1 (7)	25 (24)	2 (2)	28 (33)

注）１．平成１３年度実績の新規最終処分場数とは、平成１３年度１年間に様式第１８号により申請書を提出し、設置許可を得た新規施設数である。
２．海面埋立は内数である。
３．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。
４．（　）内は、前年度の調査結果である。

１０　産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更許可（法第１５条の２の４第１項）

１０．１　中間処理施設の変更許可件数（平成１３年度実績）

施設の種類	事業者		処理業者		公共		計	
汚泥の脱水施設	39	(26)	13	(3)	4	(1)	56	(30)
汚泥の乾燥施設（機械）	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
汚泥の乾燥施設（天日）	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(1)
汚泥の焼却施設	5	(1)	6	(3)	0	(0)	11	(4)
廃油の油水分離施設	1	(0)	3	(1)	0	(0)	4	(1)
廃油の焼却施設	2	(2)	4	(2)	0	(0)	6	(4)
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(0)
廃プラスチック類の破砕施設	1	(0)	18	(8)	0	(0)	19	(8)
廃プラスチック類の焼却施設	3	(1)	7	(0)	0	(0)	10	(1)
木くず又はがれき類の破砕施設	6	(0)	54	(4)	0	(0)	60	(4)
コンクリート固型化施設	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
シアン化合物の分解施設	0	(1)	1	(0)	0	(0)	1	(1)
ＰＣＢ廃棄物の焼却施設	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
ＰＣＢ廃棄物の分解施設	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
ＰＣＢ廃棄物の洗浄施設又は分離施設	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の焼却施設（汚泥、廃油、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、PCBを除く）	3	(0)	14	(0)	0	(0)	17	(0)
計	63	(31)	120	(21)	4	(2)	187	(54)

注）　１．平成１３年度１年間の変更許可件数である。
　　２．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。
　　３．（　）内は、前年度の調査結果である。

１０．２　最終処分場の変更許可件数（平成１３年度実績）

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
安定型処分場	0 (0)	9 (7)	0 (0)	9 (7)
管理型処分場	0 (0)	6 (6)	1 (0)	7 (6)
内数：海面埋立	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)
計	0 (0)	15 (13)	1 (0)	16 (13)

注）　１．平成１３年度１年間の変更許可件数である。

２．海面埋立は内数である。

３．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。

４．（　）内は、前年度の調査結果である。

１１　産業廃棄物処理施設の埋立終了、廃止、承継の届出（法第15条の２の４第３項、法第15条の４）

１１．１　中間処理施設の廃止届出件数（平成１３年度実績）

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	199 (256)	21 (18)	7 (25)	227 (299)
汚泥の乾燥施設（機械）	9 (2)	9 (3)	1 (4)	19 (9)
汚泥の乾燥施設（天日）	3 (1)	2 (0)	1 (0)	6 (1)
汚泥の焼却施設	19 (29)	6 (8)	2 (2)	27 (39)
廃油の油水分離施設	3 (3)	1 (4)	0 (0)	4 (7)
廃油の焼却施設	22 (22)	12 (15)	1 (0)	35 (37)
廃酸・廃アルカリの中和施設	0 (2)	2 (0)	0 (0)	2 (2)
廃プラスチック類の破砕施設	4 (2)	6 (6)	0 (0)	10 (8)
廃プラスチック類の焼却施設	110 (108)	51 (37)	10 (1)	171 (146)
木くず又はがれき類の破砕施設	15 (0)	45 (1)	0 (0)	60 (1)
コンクリート固型化施設	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (1)
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
シアン化合物の分解施設	6 (6)	0 (2)	2 (0)	8 (8)
ＰＣＢ廃棄物の焼却施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ＰＣＢ廃棄物の分解施設	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
ＰＣＢ廃棄物の洗浄施設又は分離施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他の焼却施設（汚泥、廃油、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、PCBを除く）	68 (64)	58 (48)	5 (0)	131 (112)
計	459 (495)	213 (143)	30 (32)	702 (670)

注）　１．様式第２３号により報告された令第７条各号の施設ごとの平成１３年度１年間の廃止届出件数である。
　　２．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。
　　３．（　）内は、前年度の調査結果である。

１１．２　最終処分場の埋立終了届出件数（平成１３年度実績）

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	5 (0)	5 (0)	0 (0)	10 (0)
安定型処分場	2 (4)	46 (34)	3 (3)	51 (41)
管理型処分場	14 (11)	13 (12)	0 (1)	27 (24)
内数：海面埋立	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
計	21 (15)	64 (46)	3 (4)	88 (65)

注）　１．様式第２４号により報告された令第７条各号の施設ごとの平成１３年度１年間の埋立終了届出件数である。
２．海面埋立は内数である。
３．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。
４．（　）内は、前年度の調査結果である。

１１．３　最終処分場の廃止届出件数（平成１３年度実績）

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
安定型処分場	3 (7)	27 (26)	2 (3)	32 (36)
管理型処分場	7 (13)	6 (6)	1 (0)	14 (19)
内数：海面埋立	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	10 (20)	33 (32)	3 (3)	46 (55)

注）　１．第１５条の２の４の規定により都道府県知事が平成１３年度１年間に確認した令第７条各号の施設ごとの件数である。
２．海面埋立は内数である。
３．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。
４．（　）内は、前年度の調査結果である。

１１．４　中間処理施設の承継の届出又は許可等の件数（平成１３年度実績）

施設の種類	事業者		処理業者		公共		計	
汚泥の脱水施設	44	(34)	3	(10)	2	(0)	49	(44)
汚泥の乾燥施設（機械）	0	(0)	5	(0)	0	(0)	5	(0)
汚泥の乾燥施設（天日）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
汚泥の焼却施設	2	(5)	3	(6)	0	(0)	5	(11)
廃油の油水分離施設	0	(0)	2	(2)	0	(0)	2	(2)
廃油の焼却施設	0	(1)	3	(6)	0	(0)	3	(7)
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	(5)	1	(3)	0	(0)	1	(8)
廃プラスチック類の破砕施設	0	(0)	7	(5)	0	(0)	7	(5)
廃プラスチック類の焼却施設	8	(4)	10	(10)	0	(0)	18	(14)
木くず又はがれき類の破砕施設	1	(0)	41	(1)	0	(0)	42	(1)
コンクリート固型化施設	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(1)
シアン化合物の分解施設	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)
ＰＣＢ廃棄物の焼却施設	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
ＰＣＢ廃棄物の分解施設	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
ＰＣＢ廃棄物の洗浄施設又は分離施設	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の焼却施設（汚泥、廃油、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、PCBを除く）	0	(8)	1	(16)	0	(0)	1	(24)
計	55	(57)	77	(60)	2	(0)	134	(117)

注）　１．様式第２６号、２７号又は２８号における認可又は届出された、令第７条各号の施設ごとの平成１３年度１年間の承継の件数である。
　　２．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。
　　３．（　）内は、前年度の調査結果である。

１１．５　中間処理施設の承継届出の内訳（１／３）

施設の種類	譲受け（許可）				借受け（許可）			
	事業者	処理業者	公共	計	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	25	1	2	28	12	2	0	14
汚泥の乾燥施設（機械）	0	1	0	1	0	4	0	4
汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥の焼却施設	1	3	0	4	0	0	0	0
廃油の油水分離施設	0	1	0	1	0	1	0	1
廃油の焼却施設	0	3	0	3	0	0	0	0
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	0	0	0	0	1	0	1
廃プラスチック類の破砕施設	0	6	0	6	0	0	0	0
廃プラスチック類の焼却施設	5	7	0	12	0	2	0	2
木くず又はがれき類の破砕施設	1	28	0	29	0	7	0	7
コンクリート固型化施設	0	0	0	0	0	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0
シアン化合物の分解施設	0	1	0	1	0	0	0	0
ＰＣＢ廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0
ＰＣＢ廃棄物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0
ＰＣＢ廃棄物の洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、PCBを除く)	0	0	0	0	0	1	0	1
計	32	51	2	85	12	18	0	30

注）　１．様式第２６号、２７号又は２８号における認可又は届出された、令第７条各号の施設ごとの平成１３年度１年間の承継の件数である。
　　２．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。

１１．５　中間処理施設の承継届出の内訳（２／３）

施設の種類	合併（許可）				分割（許可）			
	事業者	処理業者	公共	計	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	7	0	0	7	0	0	0	0
汚泥の乾燥施設（機械）	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥の焼却施設	0	0	0	0	1	0	0	1
廃油の油水分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類の破砕施設	0	1	0	1	0	0	0	0
廃プラスチック類の焼却施設	3	1	0	4	0	0	0	0
木くず又はがれき類の破砕施設	0	3	0	3	0	3	0	3
コンクリート固型化施設	0	0	0	0	0	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0
シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0
ＰＣＢ廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0
ＰＣＢ廃棄物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0
ＰＣＢ廃棄物の洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、PCBを除く)	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	5	0	15	1	3	0	4

注）　１．様式第２６号、２７号又は２８号における認可又は届出された、令第７条各号の施設ごとの平成１３年度１年間の承継の件数である。
　　２．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。

１１．５　中間処理施設の承継届出の内訳（3／3）

施設の種類	相続（届出）			
	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	0	0	0	0
汚泥の乾燥施設（機械）	0	0	0	0
汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	0	0
汚泥の焼却施設	0	0	0	0
廃油の油水分離施設	0	0	0	0
廃油の焼却施設	0	0	0	0
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	0	0	0
廃プラスチック類の破砕施設	0	0	0	0
廃プラスチック類の焼却施設	0	0	0	0
木くず又はがれき類の破砕施設	0	0	0	0
コンクリート固型化施設	0	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0
シアン化合物の分解施設	0	0	0	0
ＰＣＢ廃棄物の焼却施設	0	0	0	0
ＰＣＢ廃棄物の分解施設	0	0	0	0
ＰＣＢ廃棄物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0
その他の焼却施設(汚泥、廃油、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、PCBを除く)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

注）　1．様式第２６号、２７号又は２８号における認可又は届出された、令第７条各号の施設ごとの平成１３年度１年間の承継の件数である。
　　2．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。

１１．６　最終処分場の承継届出件数（平成１３年度実績）

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
安定型処分場	0 (1)	11 (9)	2 (2)	13 (12)
管理型処分場	1 (1)	1 (3)	1 (1)	3 (5)
内数：海面埋立	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	1 (2)	12 (12)	3 (3)	16 (17)

注）　１．様式第２６号、２７号又は２８号における認可又は届出された、令第７条各号の施設ごとの平成１３年度１年間の承継の件数である。
２．海面埋立は内数である。
３．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。
４．（　）内は、前年度の調査結果である。

１１．７　最終処分場の承継届出の内訳

施設の種類	譲受け（許可）				借受け（許可）			
	事業者	処理業者	公共	計	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0	0	0	0	0	0	0	0
安定型処分場	0	6	2	8	0	2	0	2
管理型処分場	1	1	1	3	0	0	0	0
内数：海面埋立	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	7	3	11	0	2	0	2

施設の種類	合併（許可）				分割（許可）			
	事業者	処理業者	公共	計	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0	0	0	0	0	0	0	0
安定型処分場	0	1	0	1	0	0	0	0
管理型処分場	0	0	0	0	0	0	0	0
内数：海面埋立	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	1	0	0	0	0

施設の種類	相続（届出）			
	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0	0	0	0
安定型処分場	0	2	0	2
管理型処分場	0	0	0	0
内数：海面埋立	0	0	0	0
計	0	2	0	2

注）　１．様式第２６号、２７号又は２８号における認可又は届出された、令第７条各号の施設ごとの平成１３年度１年間の承継の件数である。
２．海面埋立は内数である。
３．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。

１２　立入検査・行政処分

１２．１　立入検査計画（平成2.4.24衛産第30号による）の状況

区　　分	有　り	無　し
平成１３年度の立入検査計画	57	41

注）　数値は、都道府県・政令市数を示す。

１２．２　立入検査・行政処分（平成１３年度実績）

区　　分		件　　数	
法第１４条の３の処分	許可の取消し	239	(71)
	全部停止	97	(152)
	一部停止	5	(4)
法第１４条の６の処分	許可の取消し	21	(4)
	全部停止	11	(16)
	一部停止	3	(3)
法第１５条の３の処分	許可の取消し	24	(6)
	改善命令	44	(31)
	停止命令	23	(13)
法第１８条の報告徴収		45,028	(16,929)
法第１９条の立入検査		129,096	(118,188)
法第１９条の３の改善命令		179	(108)
法第１９条の５の措置命令		115	(45)
法第１９条の６の措置命令		0	(－)

注）　１．法第１９条の立入検査は、任意立入の件数を含む。
　　２．（　）内は、前年度の調査結果である。

１２．３　都道府県・政令市別の立入検査・行政処分（平成１３年度実績）（１／４）

都道府県 政令市名	法第１４条の３の処分			法第１４条の６の処分			法第１５条の３の処分		
	取消し	全部停止	一部停止	取消し	全部停止	一部停止	取消し	改善命令	停止命令
北海道	4	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	2	0	0	0	0	0	0	0	0
道　計	6	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	6	1	0	2	0	0	0	0	0
岩手県	2	1	0	0	1	0	0	1	2
宮城県	3	0	0	0	0	0	0	3	0
仙台市	4	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	7	0	0	0	0	0	0	3	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	4	0	0	1	0	0	1	1	0
福島県	2	0	1	0	0	0	0	2	0
郡山市	2	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	1	2	0	0	0	0	0	1	0
県　計	5	2	1	0	0	0	0	3	0
茨城県	8	2	0	0	0	0	1	0	1
栃木県	17	2	0	1	0	0	0	0	0
宇都宮市	1	1	0	0	0	0	0	0	0
県　計	18	3	0	1	0	0	0	0	0
群馬県	0	3	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	17	5	0	1	0	0	4	2	0
千葉県	6	3	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	4	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	10	3	0	0	0	0	0	0	0
東京都	5	8	0	1	2	0	0	0	0
神奈川県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	2	2	0	2	0	2	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	1	0	0	1	0	0	0
県　計	3	2	1	2	0	3	0	0	0
新潟県	10	11	0	1	2	0	4	7	8
新潟市	4	1	0	0	1	0	1	0	0
県　計	14	12	0	1	3	0	5	7	8
富山県	3	0	0	0	0	0	0	0	0
富山市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	4	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	1	0	0	0	0	0	1	0
金沢市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	1	1	0	0	0	0	0	1	0
福井県	1	2	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	2	1	0	0	0	0	0	0	0
長野県	7	5	0	2	1	0	3	4	3
長野市	6	2	0	1	1	0	0	0	0
県　計	13	7	0	3	2	0	3	4	3
岐阜県	2	0	0	1	0	0	0	0	0
岐阜市	2	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	4	0	0	1	0	0	0	0	0
静岡県	8	2	0	2	0	0	0	1	0
静岡市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	2	1	0	1	1	0	0	0	0
県　計	11	3	0	3	1	0	0	1	0
愛知県	6	4	0	3	0	0	2	1	0
名古屋市	4	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	4	0	0	0	0	0	0	0	0
豊橋市	0	0	0	1	0	0	0	1	1
県　計	14	4	0	4	0	0	2	2	1
三重県	1	0	0	0	0	0	0	2	0
滋賀県	3	1	0	0	1	0	0	2	0
京都府	2	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	4	0	0	0	0	0	0	0	0
府　計	6	0	0	0	0	0	0	0	0

１２．３　都道府県・政令市別の立入検査・行政処分（平成１３年度実績）（２／４）

都道府県 政令市名	法第１４条の３の処分			法第１４条の６の処分			法第１５条の３の処分		
	取消し	全部停止	一部停止	取消し	全部停止	一部停止	取消し	改善命令	停止命令
大阪府	6	1	0	0	0	0	1	0	0
大阪市	7	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	4	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	3	0	0	0	0	0	0	0	0
府　計	20	1	0	0	0	0	1	0	0
兵庫県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫路市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	2	0
西宮市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	3	0	0	0	0	0	0	2	0
奈良県	2	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	5	0	0	0	0	0	0	1	0
和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	5	0	0	0	0	0	0	1	0
鳥取県	6	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	2	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	2	0	1	0	0	0	4	0	0
岡山市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
倉敷市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	4	0	1	0	0	0	4	0	0
広島県	4	0	0	0	0	0	0	2	1
広島市	2	0	0	0	0	0	0	0	0
呉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	2	0	0	0	0	0	0	1	0
県　計	8	0	0	0	0	0	0	3	1
山口県	1	4	0	0	0	0	0	0	0
下関市	1	4	0	0	0	0	0	1	1
県　計	2	8	0	0	0	0	0	1	1
徳島県	0	2	0	0	0	0	0	0	0
香川県	5	0	0	0	0	0	1	0	0
高松市	3	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	8	0	0	0	0	0	1	0	0
愛媛県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
松山市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	2	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	1	2	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	1	2	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	1	0	0	0	0	0	1	1
北九州市	3	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大牟田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	3	1	0	0	0	0	0	1	1
佐賀県	3	2	0	1	0	0	0	2	2
長崎県	0	7	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	1	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	0	3	0	0	0	0	0	0	0
県　計	0	11	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	1	4	0	0	0	0	1	0	1
熊本市	0	0	1	0	0	0	0	0	0
県　計	1	4	1	0	0	0	1	0	1
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	2	5	0	0	0	0	1	2	0
宮崎市	2	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	4	5	0	0	0	0	1	2	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	1	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県　計	0	0	0	0	0	0	0	1	0
沖縄県	0	0	1	0	1	0	0	2	2
都道府県計	162	80	3	16	8	0	23	38	21
政令市計	77	17	2	5	3	3	1	6	2
全国計	239	97	5	21	11	3	24	44	23

１２．３　都道府県・政令市別の立入検査・行政処分（平成１３年度実績）（３／４）

都道府県 政令市名	法第１８条の 報告徴収	法第１９条の 立入検査	法第１９条の３の 改善命令	法第１９条の５の 措置命令	法第１９条の６の 措置命令
北海道	7	4,302	4	0	0
札幌市	0	329	0	0	0
函館市	0	17	1	0	0
小樽市	0	14	0	0	0
旭川市	0	117	0	0	0
道　計	7	4,779	5	0	0
青森県	26	821	2	0	0
岩手県	101	3,930	10	1	0
宮城県	333	1,193	7	4	0
仙台市	2	15	0	0	0
県　計	335	1,208	7	4	0
秋田県	219	576	5	0	0
秋田市	485	151	0	0	0
県　計	704	727	5	0	0
山形県	1,651	820	1	1	0
福島県	268	588	0	0	0
郡山市	5	0	0	0	0
いわき市	9	135	1	0	0
県　計	282	723	1	0	0
茨城県	34	485	1	0	0
栃木県	2,086	1,125	4	0	0
宇都宮市	2	216	1	1	0
県　計	2,088	1,341	5	1	0
群馬県	0	934	4	0	0
埼玉県	28	4,657	1	0	0
千葉県	29	4,567	49	29	0
千葉市	2	92	0	0	0
県　計	31	4,659	49	29	0
東京都	26	995	1	0	0
神奈川県	3	660	0	0	0
横浜市	8	1,490	2	0	0
川崎市	6,048	199	0	0	0
横須賀市	0	100	0	0	0
相模原市	5	110	1	0	0
県　計	6,064	2,559	3	0	0
新潟県	134	1,186	25	2	0
新潟市	3	0	0	0	0
県　計	137	1,186	25	2	0
富山県	0	262	0	0	0
富山市	58	240	0	0	0
県　計	58	502	0	0	0
石川県	993	242	2	2	0
金沢市	64	84	0	0	0
県　計	1,057	326	2	2	0
福井県	146	1,083	3	1	0
山梨県	3,500	1,259	0	1	0
長野県	19	11,903	2	0	0
長野市	5	729	0	0	0
県　計	24	12,632	2	0	0
岐阜県	38	1,559	1	0	0
岐阜市	0	126	0	0	0
県　計	38	1,685	1	0	0
静岡県	10	4,453	0	3	0
静岡市	2	184	0	0	0
浜松市	5	221	0	0	0
県　計	17	4,858	0	3	0
愛知県	15	7,099	10	0	0
名古屋市	0	768	0	0	0
豊田市	0	193	0	1	0
豊橋市	16	406	0	0	0
県　計	31	8,466	10	1	0
三重県	2	2,916	1	1	0
滋賀県	10	386	0	0	0
京都府	3,417	2,740	0	0	0
京都市	67	4,715	0	0	0
府　計	3,484	7,455	0	0	0

注）　法第１９条の立入検査は，任意立入の件数を含む。

１２．３　都道府県・政令市別の立入検査・行政処分（平成１３年度実績）（４／４）

都道府県 政令市名	法第１８条の 報告徴収	法第１９条の 立入検査	法第１９条の３の 改善命令	法第１９条の５の 措置命令	法第１９条の６の 措置命令
大阪府	0	591	1	51	0
大阪市	0	428	1	0	0
堺市	0	110	0	0	0
東大阪市	373	133	0	0	0
府　計	373	1,262	2	51	0
兵庫県	25	748	2	0	0
神戸市	3,705	219	1	0	0
姫路市	0	115	1	0	0
尼崎市	13	42	0	0	0
西宮市	3,728	205	0	0	0
県　計	7,471	1,329	4	0	0
奈良県	0	5,608	0	0	0
和歌山県	17	149	3	0	0
和歌山市	875	0	0	0	0
県　計	892	149	3	0	0
鳥取県	12	1,192	0	0	0
島根県	9	195	2	0	0
岡山県	1,443	695	1	0	0
岡山市	0	267	1	0	0
倉敷市	80	289	0	0	0
県　計	1,523	1,251	2	0	0
広島県	36	2,461	1	0	0
広島市	4	355	0	0	0
呉市	2	141	0	0	0
福山市	922	376	1	0	0
県　計	964	3,333	2	0	0
山口県	5	2,305	1	0	0
下関市	5	88	0	0	0
県　計	10	2,393	1	0	0
徳島県	43	9,705	1	0	0
香川県	766	609	1	1	0
高松市	0	0	0	0	0
県　計	766	609	1	1	0
愛媛県	5	471	0	0	0
松山市	0	309	4	0	0
県　計	5	780	4	0	0
高知県	1	16	3	0	0
高知市	62	170	4	0	0
県　計	63	186	7	0	0
福岡県	48	6,546	2	0	0
北九州市	4,264	1,561	0	0	0
福岡市	3,799	701	0	0	0
大牟田市	0	36	0	0	0
県　計	8,111	8,844	2	0	0
佐賀県	655	3,795	0	8	0
長崎県	300	880	1	0	0
長崎市	5	101	0	0	0
佐世保市	4	176	0	1	0
県　計	309	1,157	1	1	0
熊本県	0	2,025	0	0	0
熊本市	0	285	0	0	0
県　計	0	2,310	0	0	0
大分県	76	2,953	3	0	0
大分市	0	840	0	0	0
県　計	76	3,793	3	0	0
宮崎県	8	1,835	3	0	0
宮崎市	0	301	0	0	0
県　計	8	2,136	3	0	0
鹿児島県	1,049	5,959	1	0	0
鹿児島市	1,801	417	0	0	0
県　計	2,850	6,376	1	0	0
沖縄県	1,007	1,301	1	7	0
都道府県計	18,600	110,780	160	112	0
政令市計	26,428	18,316	19	3	0
全国計	45,028	129,096	179	115	0

注）　法第１９条の立入検査は，任意立入の件数を含む。

１３　産業廃棄物管理票

１３．１　管理票交付者の講ずる措置の報告件数
（法第12条の３第７項及び法第12条の４第10項、規則第８条の29及び規則第８条の38）
（平成１３年度実績）

報告件数	1,025

注）　平成１３年度１年間に管理票交付者が管理票の写しの送付を受けなかったために都道府県知事又は政令市長に報告した件数である。

１３．２　産業廃棄物管理票に関する事業者等への勧告
（法第１２条の６）（平成１３年度実績）

遵守されていない規定	法１２条の３						
	第１項	第２項	第３項	第４項	第５項	第６項	第７項
勧告	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (-)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
指導	323 (823)	35 (7)	56 (3)	0 (-)	113 (26)	135 (235)	21 (0)

遵守されていない規定	法１２条の５					
	第１項	第２項	第３項	第５項	第６項	第１０項
勧告	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	0 (0)	0 (0)
指導	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	0 (0)	0 (0)

注）　１．平成１３年度１年間に勧告をした件数である。
２．指導とは、法に基づく都道府県知事の勧告とは別に、指導として管理票に関し事業者等へ指示した件数である。
３．（　）内は、前年度の調査結果である。

１３．３　産業廃棄物管理票に関する事業者等への勧告のうち特別管理産業廃棄物に関するもの（法第１２条の６）（平成１３年度実績）

遵守されていない規定	法１２条の３						
	第１項	第２項	第３項	第４項	第５項	第６項	第７項
勧告	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
指導	46 (348)	4 (0)	2 (0)	0 (-)	19 (3)	19 (13)	5 (0)

遵守されていない規定	法１２条の５					
	第１項	第２項	第３項	第５項	第６項	第１０項
勧告	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	0 (0)	0 (0)
指導	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0 (-)	0 (0)	0 (0)

注）　１．平成１３年度１年間に勧告をした件数である。
　　２．指導とは、法に基づく都道府県知事の勧告とは別に、指導として管理票に関し事業者等へ指示した件数である。
　　３．（　）内は、前年度の調査結果である。

１４　再生利用業の指定制度（平成１４年４月１日現在）

１４．１　再生利用業の指定制度実施状況

区　　分	有　　り	無　　し
再生利用業の指定制度実施	76	22

注）　１．再生利用業の指定制度とは、厚生省の平成６年４月１日衛産第４２号通知によるものである。

２．数値は、都道府県・政令市数を示す。

１４．２　再生利用業の指定制度の規定状況

区　　分	条例・規則	内規・要綱	定めていない
規定の種類	49	16	9

注）　数値は、都道府県・政令市数を示す。

１４．３　再生利用業の指定制度の運用について

区　　分	有　　り	無　　し
手数料の徴収	3	71
独自の基準取扱規定	18	56

注）　１．手数料とは、指定事務について条例に定められている手数料である。

２．独自の基準取扱規定とは、厚生省の通知による指定基準以外に基準の取扱について定めている要綱などである。

３．数値は、都道府県・政令市数を示す。

１４．４　再生利用業の指定の種類

区　　分	個別指定のみ	一般指定のみ	個別指定、一般指定の両方
指定の種類	54	8	11

注）　数値は、都道府県・政令市数を示す。

１４．５　再生利用業の指定状況

	再生輸送業	再生活用業
個別指定	129　件	230　件
一般指定	37　件	41　種

１４．６　都道府県・政令市別の再生利用業の指定制度の状況（１／４）

都道府県 政令市名	厚生省通知平成６年４月１日衛産第42号による再生利用業の指定制度について				再生利用業の指定制度を実施している場合		
		実施している			指定の種類		
	実施していない	条例、規定で定めている	内規、要綱で定めている	定めはないが実施している	個別指定のみ	一般指定のみ	個別・一般両方指定
北海道		○					○
札幌市			○			○	
函館市							
小樽市	○						
旭川市		○					○
青森県	○						
岩手県		○			○		
宮城県		○			○		
仙台市		○			○		
秋田県		○			○		
秋田市		○			○		
山形県		○			○		
福島県							
郡山市		○			○		
いわき市		○			○		
茨城県			○		○		
栃木県				○	○		
宇都宮市	○						
群馬県		○			○		
埼玉県			○		○		
千葉県			○		○		
千葉市		○			○		
東京都		○			○		
神奈川県	○						
横浜市			○		○		
川崎市		○					○
横須賀市	○						
相模原市	○						
新潟県							
新潟市			○		○		
富山県	○						
富山市	○						
石川県	○						
金沢市	○						
福井県			○			○	
山梨県	○						
長野県			○		○		
長野市		○			○		
岐阜県				○	○		
岐阜市		○			○		
静岡県		○					○
静岡市		○					○
浜松市		○					○
愛知県		○			○		
名古屋市			○		○		
豊田市		○			○		
豊橋市			○		○		
三重県	○						
滋賀県			○		○		
京都府		○					○
京都市		○			○		

１４．６　都道府県・政令市別の再生利用業の指定制度の状況（２／４）

都道府県 政令市名	再生利用業の指定制度を実施している場合							
	これまでの指定状況				指定事務の手数料		厚生省の通知による指定基準以外に基準の取扱を要綱などで定めているか	
	個別指定		一般指定					
	再生輸送業（件）	再生活用業（件）	再生輸送業（件）	再生活用業（種）	条例で定めて徴収している	徴収していない	定めている	定めていない
北海道	19	61				○	○	
札幌市				8		○		○
函館市								
小樽市								
旭川市	0	0	0	0		○		○
青森県								
岩手県	2	10				○	○	
宮城県	2	3			○		○	
仙台市	5	3				○		○
秋田県	8	14				○	○	
秋田市	3	4				○		○
山形県	3	4				○		○
福島県								
郡山市	0	0				○		○
いわき市	0	0				○		○
茨城県	3	11				○	○	
栃木県	0	2				○		○
宇都宮市								
群馬県	1	4				○		○
埼玉県	0	6				○	○	
千葉県		10				○	○	
千葉市	0	0				○		○
東京都	1	3				○	○	
神奈川県								
横浜市	0	0				○		○
川崎市	0	0	0	0		○		○
横須賀市								
相模原市								
新潟県						○		○
新潟市	0	0				○		○
富山県								
富山市								
石川県								
金沢市								
福井県			5	2		○		○
山梨県								
長野県	4	4				○		○
長野市						○		○
岐阜県	0	0				○		○
岐阜市	0	0				○		○
静岡県						○	○	
静岡市	0	0	0	0		○		○
浜松市	0	0	0	0		○		○
愛知県		5				○		○
名古屋市	0	0				○	○	
豊田市	0	2				○		○
豊橋市						○		○
三重県								
滋賀県	2	2				○		○
京都府	1	1	0	0		○		○
京都市	1	1				○		○

１４．６　都道府県・政令市別の再生利用業の指定制度の状況（３／４）

都道府県 政令市名	厚生省通知平成６年４月１日衛産第42号による再生利用業の指定制度について				再生利用業の指定制度を実施している場合		
		実施している			指定の種類		
	実施していない	条例、規定で定めている	内規、要綱で定めている	定めはないが実施している	個別指定のみ	一般指定のみ	個別・一般両方指定
大阪府		○			○		
大阪市		○			○		
堺市		○			○		
東大阪市		○			○		
兵庫県		○				○	
神戸市				○		○	
姫路市				○		○	
尼崎市				○		○	
西宮市				○		○	
奈良県		○			○		
和歌山県		○			○		
和歌山市	○						
鳥取県		○	○		○		
島根県		○			○		
岡山県		○			○		
岡山市			○		○		
倉敷市		○			○		
広島県		○					○
広島市		○			○		
呉市		○			○		
福山市		○					○
山口県		○			○		
下関市		○			○		
徳島県		○			○		
香川県		○			○		
高松市		○			○		
愛媛県		○			○		
松山市	○						
高知県				○	○		
高知市	○						
福岡県	○						
北九州市	○						
福岡市		○			○		
大牟田市	○						
佐賀県			○				○
長崎県				○	○		
長崎市		○			○		
佐世保市	○						
熊本県			○				○
熊本市	○						
大分県			○		○		
大分市		○			○		
宮崎県		○			○		
宮崎市	○						
鹿児島県				○		○	
鹿児島市	○						
沖縄県		○			○		
合　計	22	49	16	9	54	8	11

１４．６　都道府県・政令市別の再生利用業の指定制度の状況（４／４）

都道府県 政令市名	再生利用業の指定制度を実施している場合							
	これまでの指定状況				指定事務の手数料		厚生省の通知による指定基準以外に基準の取扱を要綱などで定めているか	
	個別指定		一般指定					
	再生輸送業（件）	再生活用業（件）	再生輸送業（件）	再生活用業（種）	条例で定めて徴収している	徴収していない	定めている	定めていない
大阪府	13	2				○		○
大阪市	13	12				○		○
堺市	3	0				○	○	
東大阪市	3	1				○	○	
兵庫県			2	2		○		○
神戸市			0	0		○		○
姫路市			2	2		○		○
尼崎市				2		○		○
西宮市				2		○		○
奈良県	3	2				○	○	
和歌山県	5	2				○		○
和歌山市								
鳥取県	2	1			○		○	
島根県	1	5				○		○
岡山県	11	15				○	○	
岡山市	1	0				○		○
倉敷市	0	0				○		○
広島県	1	3	13	9		○		○
広島市	0	1				○		○
呉市	1	1				○		○
福山市	0	2	13	13		○		○
山口県		13				○		○
下関市	1	2				○		○
徳島県	2	2				○		○
香川県						○		○
高松市	0	0				○		○
愛媛県	1	1				○	○	
松山市								
高知県	6	8				○		○
高知市								
福岡県								
北九州市								
福岡市	1	1			○			○
大牟田市								
佐賀県						○		○
長崎県	0	2				○		○
長崎市	0	0				○		○
佐世保市								
熊本県	1	1	0	0		○	○	
熊本市								
大分県	1	1				○		○
大分市	2	0				○	○	
宮崎県	0	0				○		○
宮崎市								
鹿児島県			2	1		○		○
鹿児島市								
沖縄県	2	2				○		○
合　計	129	230	37	41	3	71	18	56

１５　最終処分場の残存容量（平成１４年４月１日現在）

（単位：m^3）

施設の種類		事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場		5,133 (3,342)	24,349 (24,486)	0 (0)	29,482 (27,828)
安定型処分場		2,542,116 (2,740,322)	68,780,725 (73,819,432)	4,773,150 (4,321,251)	76,095,991 (80,881,005)
管理型処分場		37,654,527 (37,926,605)	42,522,759 (34,477,844)	23,105,614 (22,775,619)	103,282,899 (95,180,068)
	内数：海面埋立	16,260,244 (19,820,702)	2,996,738 (4,652,844)	10,771,838 (7,842,869)	30,028,820 (32,316,415)
計		40,201,776 (40,670,269)	111,327,833 (108,321,762)	27,878,764 (27,096,870)	179,408,373 (176,088,901)

注）　１．海面埋立は内数である。
　　２．公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人をさす。
　　３．公共においては産業廃棄物のみの残存容量である。
　　４．（　）内は、前年度の調査結果である。

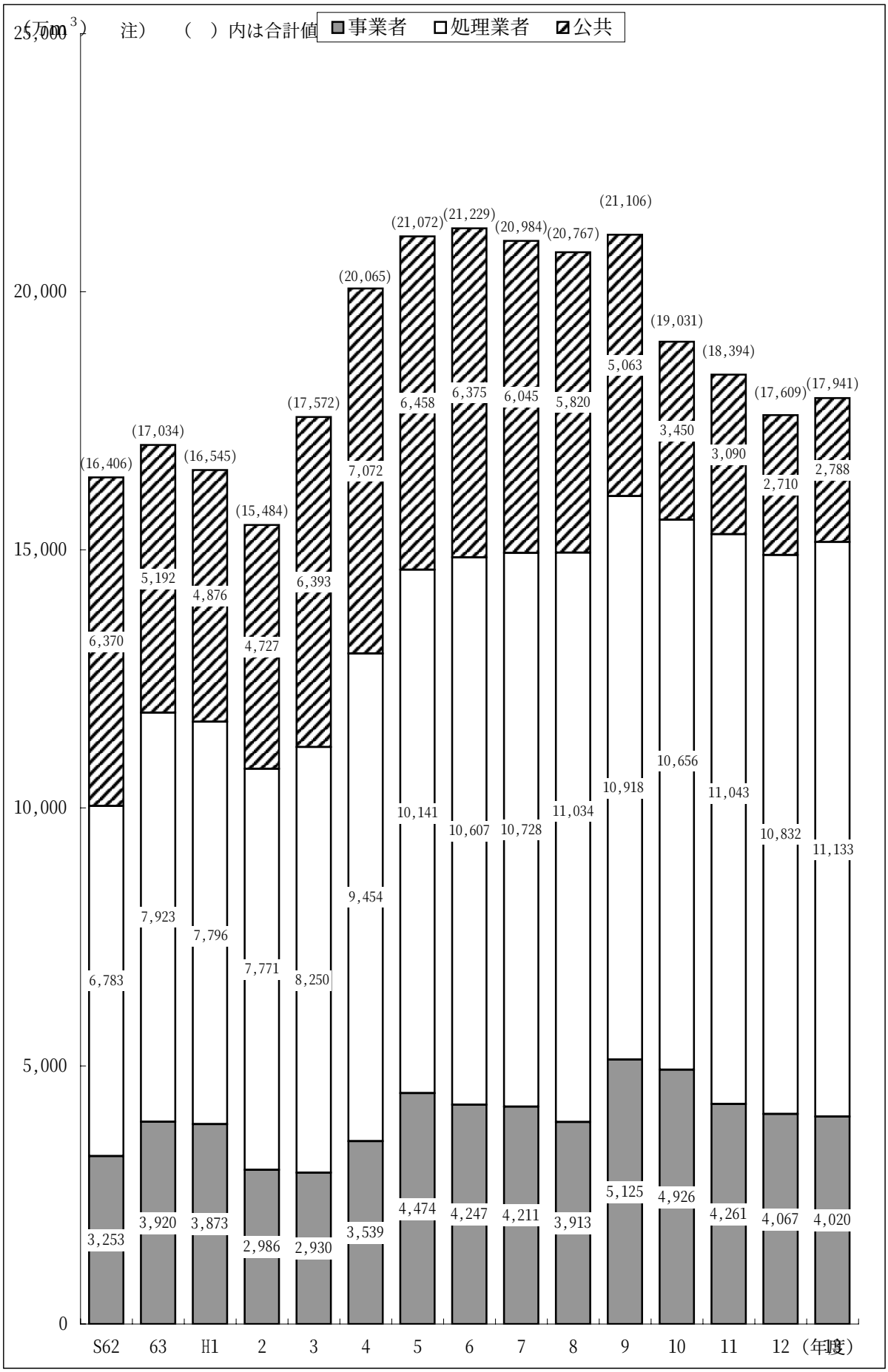

図１５．１　最終処分場の残存容量の経年変化

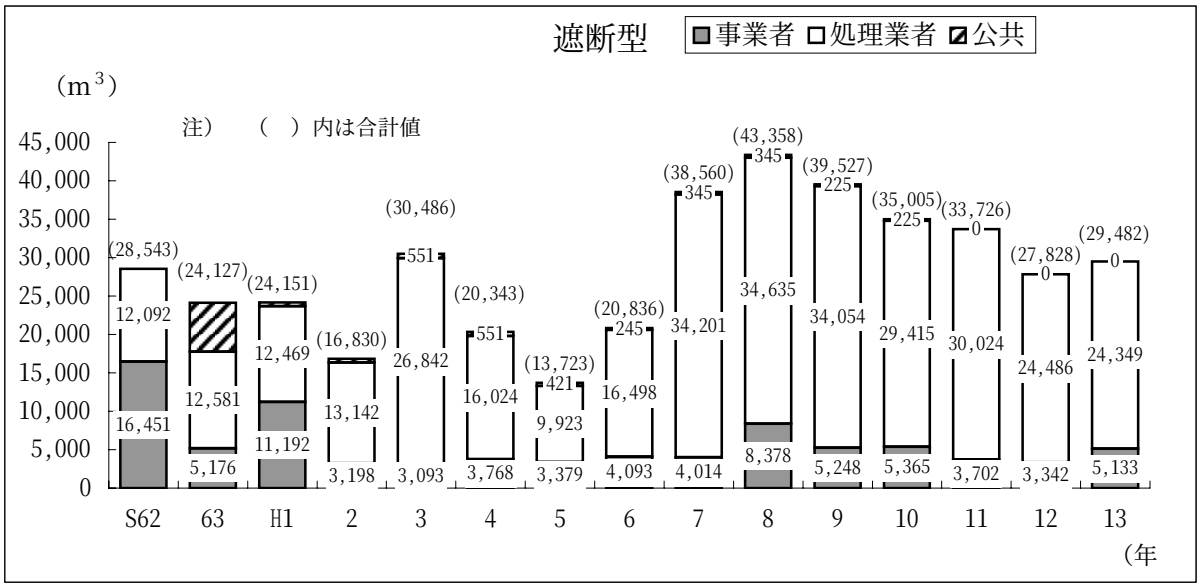

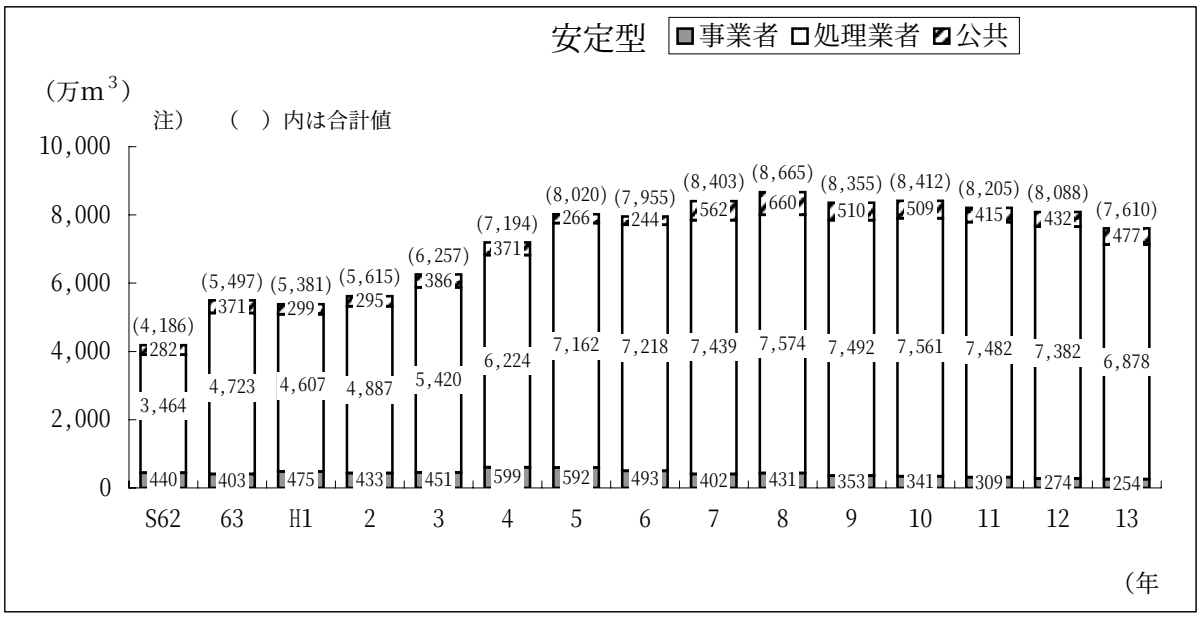

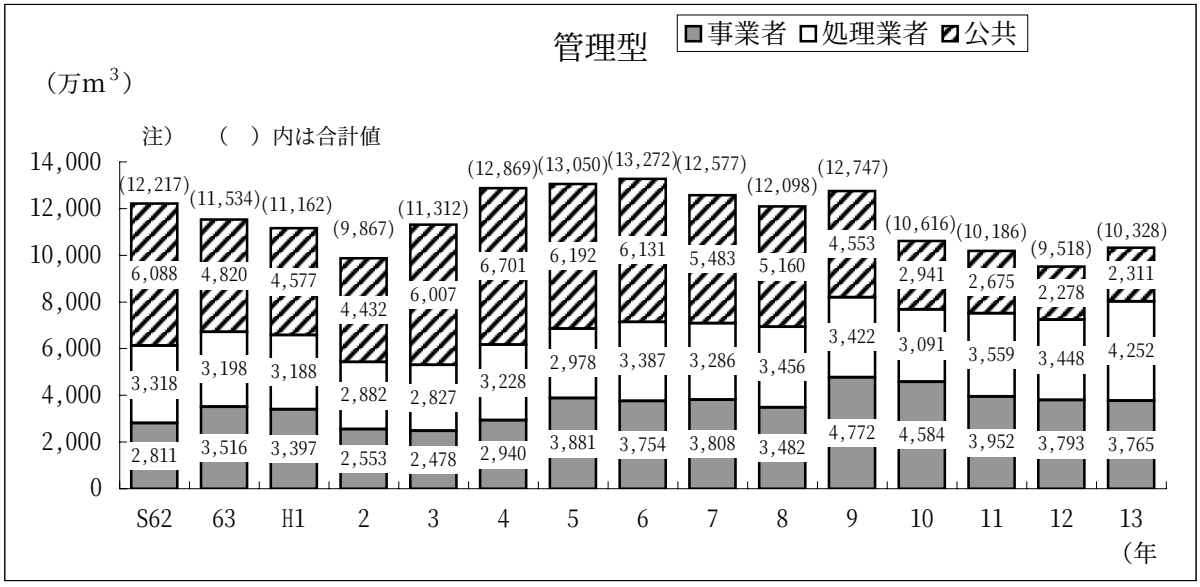

図１５．２　最終処分場の種類別残存容量の経年変化

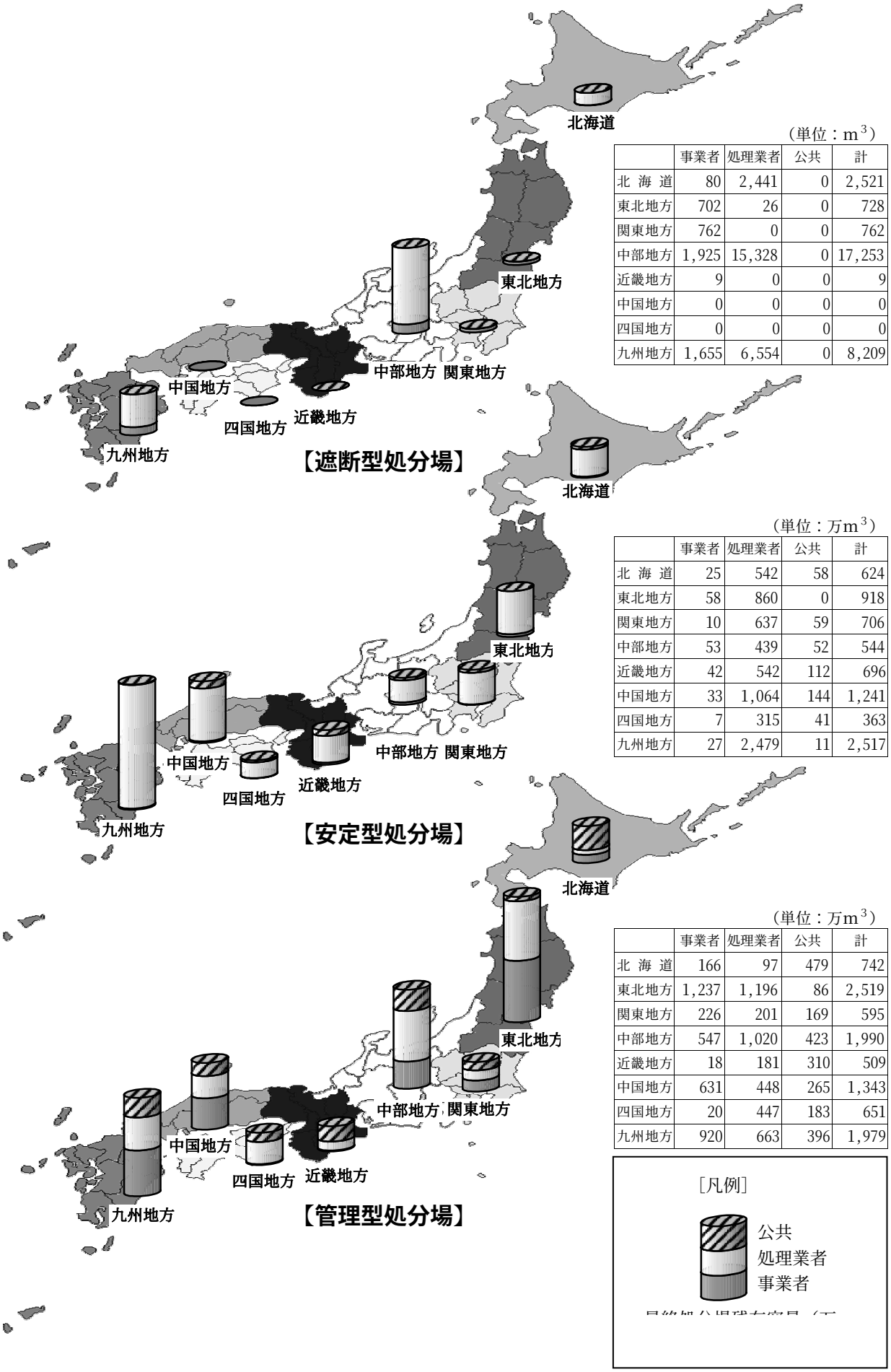

（単位：m^3）

	事業者	処理業者	公共	計
北 海 道	80	2,441	0	2,521
東北地方	702	26	0	728
関東地方	762	0	0	762
中部地方	1,925	15,328	0	17,253
近畿地方	9	0	0	9
中国地方	0	0	0	0
四国地方	0	0	0	0
九州地方	1,655	6,554	0	8,209

（単位：万m^3）

	事業者	処理業者	公共	計
北 海 道	25	542	58	624
東北地方	58	860	0	918
関東地方	10	637	59	706
中部地方	53	439	52	544
近畿地方	42	542	112	696
中国地方	33	1,064	144	1,241
四国地方	7	315	41	363
九州地方	27	2,479	11	2,517

（単位：万m^3）

	事業者	処理業者	公共	計
北 海 道	166	97	479	742
東北地方	1,237	1,196	86	2,519
関東地方	226	201	169	595
中部地方	547	1,020	423	1,990
近畿地方	18	181	310	509
中国地方	631	448	265	1,343
四国地方	20	447	183	651
九州地方	920	663	396	1,979

図１５．３　地域別最終処分場残存容量（平成１４年４月１日現在）

１６　ＰＣＢ廃棄物の行政組織等

１６．１　職員数（平成１４年４月１日現在）

出先機関の種類	専　任	兼　任	総　数
本　庁	37	526	563
出先機関	8	902	910
計	45	1,428	1,473

注）　１．職員数は、課（室）長を含む。

　　２．専任は、ＰＣＢ廃棄物に関する事務のみを担当する者である。

１６．２　ＰＣＢ廃棄物保管事業者の届出件数等（平成１３年度実績）

区　分	件　数
ＰＣＢ特別措置法 第８条・施行規則第４条に関する保管等の届出の件数	45,361
ＰＣＢ特別措置法 施行規則第５条に関する事業場の変更の届出	1,365
ＰＣＢ特別措置法 第１２条に関する事業者の承継の届出	66

注）　「ＰＣＢ特別措置法」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を指す。

１６．３　行政処分等（平成１３年度実績）

区　分	件　数
ＰＣＢ特別措置法第１７条に関する報告徴収	404
ＰＣＢ特別措置法第１８条に関する立入検査	2,579
廃棄物処理法第１９条の３に関する改善命令	0
廃棄物処理法第１９条の５に関する措置命令	0
廃棄物処理法第１９条の６に関する措置命令	0

注）　「ＰＣＢ特別措置法」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を指す。

１７　産業廃棄物の野外焼却の状況

１７．１　野外焼却の件数及び量

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
野外焼却件数（件）	2,587	3,794	5,385	6,240	5,804	6,554
うちおよその量が把握された件数	1,471	2,755	3,820	5,242	4,814	5,256
野外焼却量（ｔ）	72,221	45,835	39,983	42,529	28,888	9,997

注）　野外焼却件数は、全ての事案について計上し、野外焼却量は不明の場合は、0として計上している。

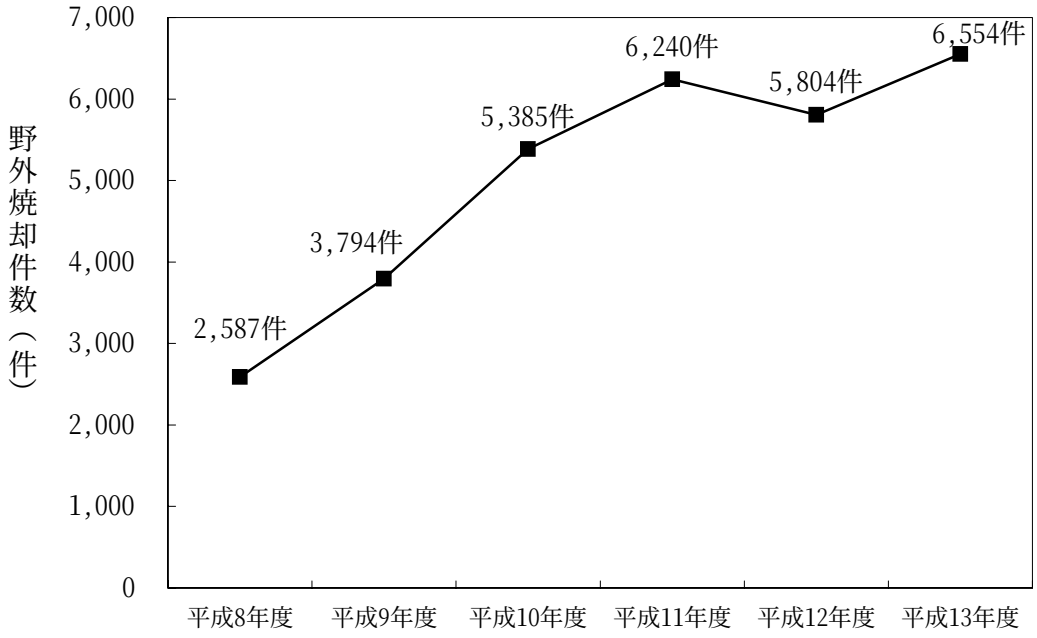

図１７．１　野外焼却の件数の推移

１７．２　野外焼却量別件数

野外焼却量	平成８年度		平成９年度		平成１０年度		平成１１年度		平成１２年度		平成１３年度	
	件数	（構成比）	件数	（構成比）	件数	（構成比）	件数	（構成比）	件数	（構成比）	件数	（構成比）
1 t未満	413	(28.1%)	1,361	(49.4%)	1,944	(50.9%)	1,945	(37.1%)	2,658	(55.2%)	3,484	(66.3%)
1 t以上　5 t未満	386	(26.2%)	724	(26.3%)	993	(26.0%)	2,081	(39.7%)	1,438	(29.9%)	1,388	(26.4%)
5 t以上　10 t未満	214	(14.5%)	317	(11.5%)	412	(10.8%)	362	(6.9%)	231	(4.8%)	182	(3.5%)
10 t以上　50 t未満	270	(18.4%)	229	(8.3%)	376	(9.8%)	672	(12.8%)	349	(7.2%)	174	(3.3%)
50 t以上　100 t未満	70	(4.8%)	78	(2.8%)	66	(1.7%)	91	(1.7%)	60	(1.2%)	14	(0.3%)
100 t以上　500 t未満	92	(6.3%)	35	(1.3%)	23	(0.6%)	82	(1.6%)	71	(1.5%)	12	(0.2%)
500 t以上 ,000 t未満	22	(1.5%)	9	(0.3%)	3	(0.1%)	7	(0.1%)	4	(0.1%)	2	(0.0%)
1,000 t以上	4	(0.3%)	2	(0.1%)	3	(0.1%)	2	(0.0%)	3	(0.1%)	0	(0.0%)
合　計	1,471	(100.0%)	2,755	(100.0%)	3,820	(100.0%)	5,242	(100.0%)	4,814	(100.0%)	5,256	(100.0%)

注）　およその野外焼却量が把握された事案について計上している。

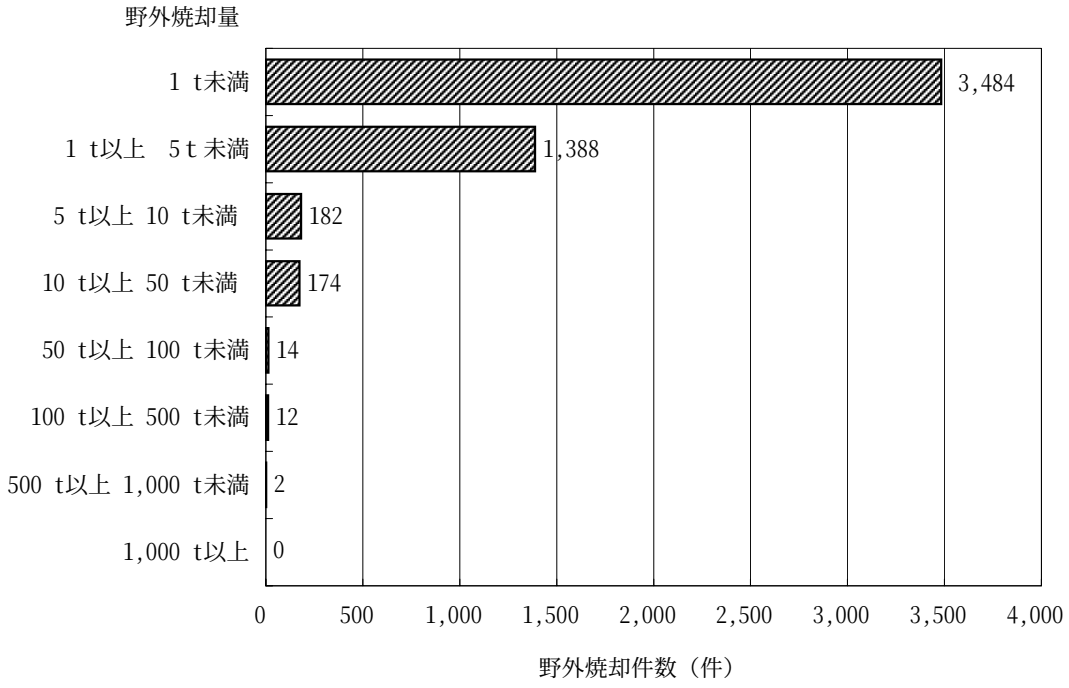

図１７．２　野外焼却量別件数　（平成１３年度）

１７．３　野外焼却の実行者の内訳

実　行　者	平成13年度		前年度（平成１2年度）	
	件数（件）	焼却量（ｔ）	件数（件）	焼却量（ｔ）
排出事業者	6,044	9,138	5,148	21,766
無許可業者	88	349	197	4,514
許可処理業者	194	313	276	2,343
複　　数	20	17	10	18
不　　明	208	180	173	246
計	6,554	9,997	5,804	28,888

注）　野外焼却件数は、全ての事案について計上し、野外焼却量は不明の場合、
0として計上している。

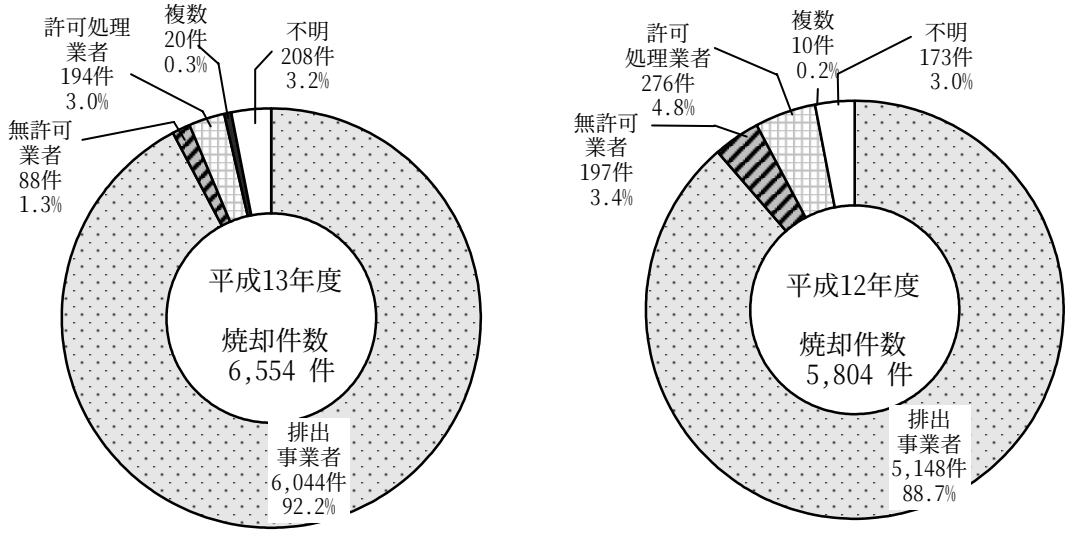

平成１３年度　　前年度（平成１２年度）

図１７．３　実行者別野外焼却件数

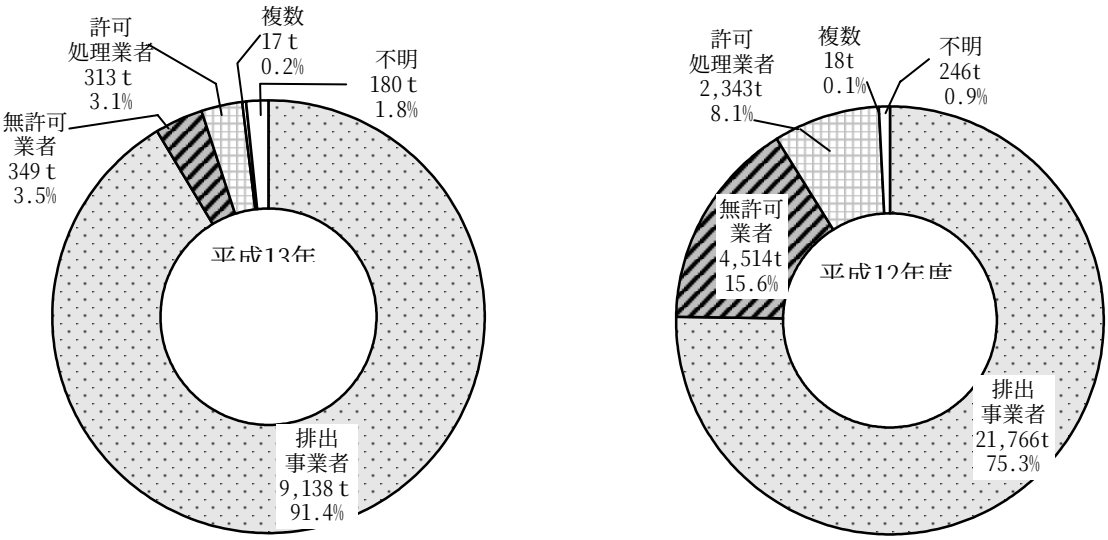

平成１３年度　　前年度（平成１２年度）

図１７．４　実行者別野外焼却量

１７．４　野外焼却された廃棄物の種類

廃棄物の種類	平成13年度		前年度（平成１2年度）	
	件数（件）	焼却量（ｔ）	件数（件）	焼却量（ｔ）
木くず	3,672	5,678	3,426	22,286
建設混合廃棄物	981	2,625	822	4,751
廃プラスチック類	944	417	903	947
その他	802	1,233	558	794
不明	155	44	95	109
計	6,554	9,997	5,804	28,888

注）１．各事案において、主に野外焼却された一品目を計上している。
　　２．野外焼却件数は、全ての事案について計上し、野外焼却量は不明の場合、
　　0として計上している。

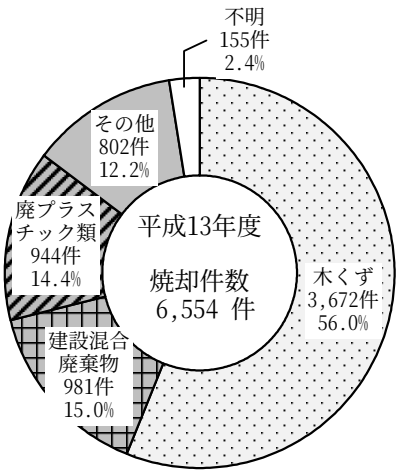

平成１３年度

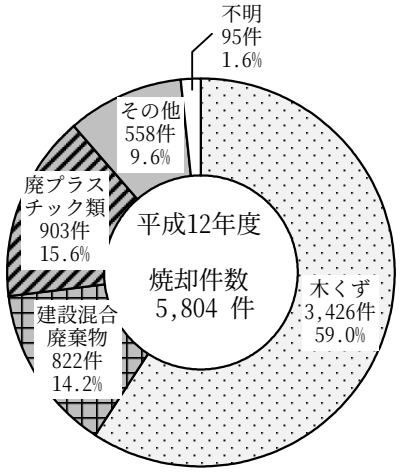

前年度（平成１２年度）

図１７．５　廃棄物別野外焼却件数

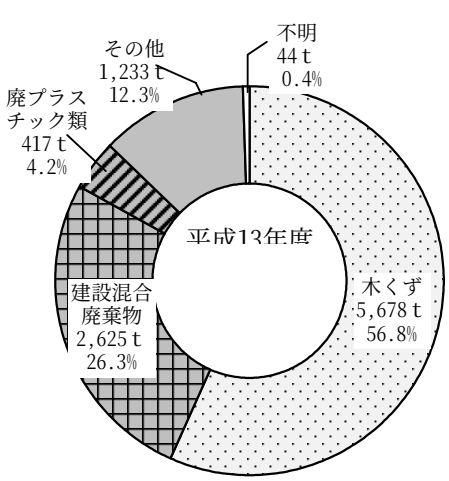

平成１３年度

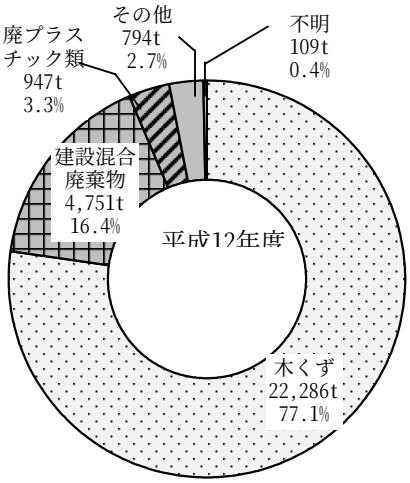

前年度（平成１２年度）

図１７．６　廃棄物別野外焼却量

１７．５　野外焼却された地目の状況

地　　目	平成13年度		平成１2年度	
	件数（件）	焼却量（ｔ）	件数（件）	焼却量（ｔ）
山　　林	513	1,607	658	6,044
農　　地	742	1,161	1,038	5,667
宅　　地	2,492	2,458	2,038	4,176
河川敷・海岸	196	298	165	347
そ　の　他	2,431	4,473	1,882	12,654
不　　明	180	0	23	1
計	6,554	9,997	5,804	28,888

注）　野外焼却件数は、全ての事案について計上し、野外焼却量は不明の場合、
0として計上している。

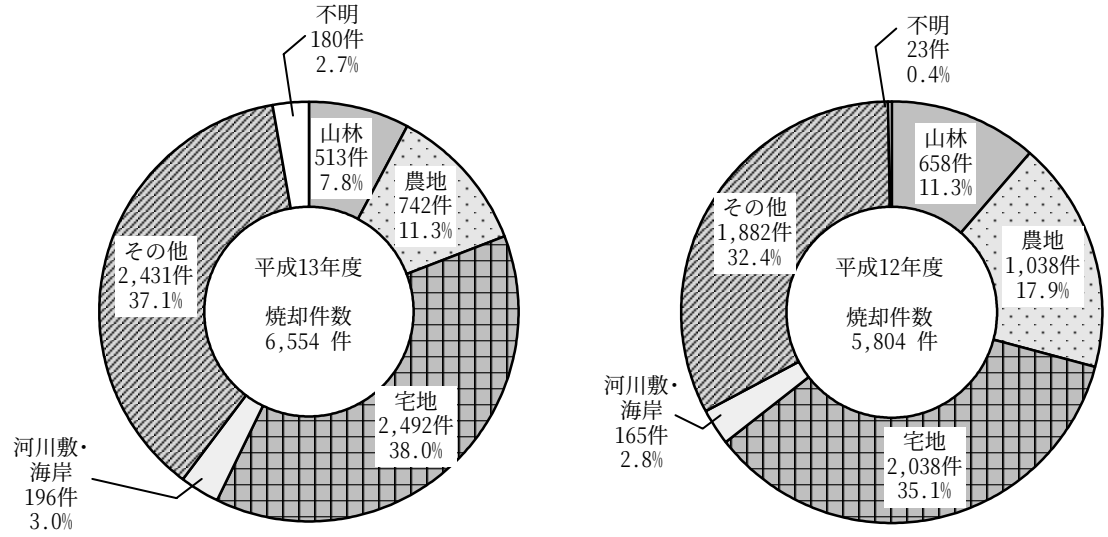

平成１３年度　　前年度（平成１２年度）

図１７．７　地目別野外焼却件数

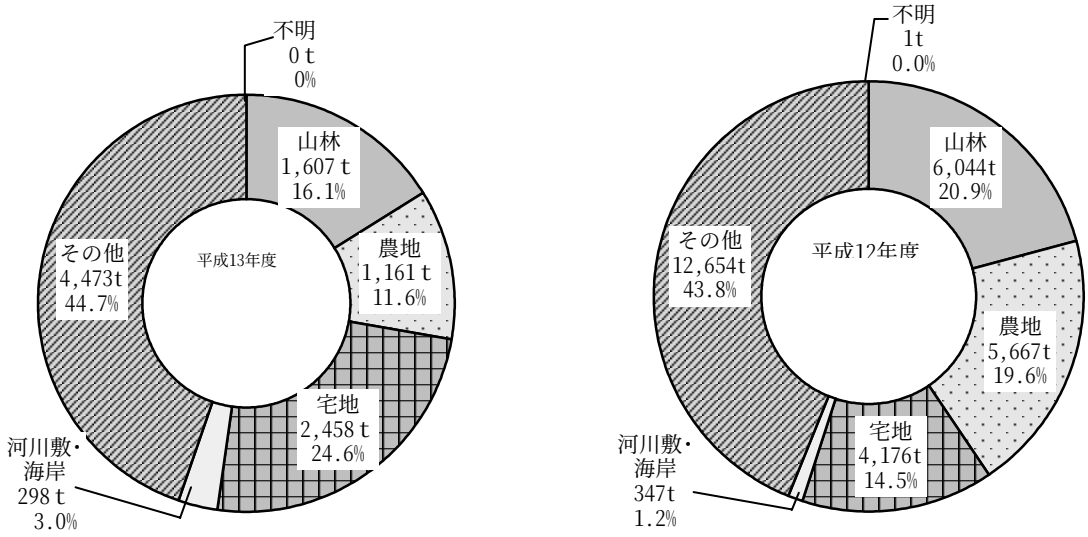

平成１３年度　　前年度（平成１２年度）

図１７．８　地目別野外焼却量

１７．６　野外焼却に関する行政処分の有無

処分の有無		平成１３年度	
	内容	件数	（構成比）
無し		6,545	(99.9%)
	指導に従った	6,099	(93.1%)
	現在検討中	257	(3.9%)
	行為者不明	189	(2.9%)
有り		8	(0.1%)
	改善命令（法第19条の3）	2	(0.0%)
	措置命令（法第19条の4）	0	(0.0%)
	処理業の許可取り消し等	6	(0.1%)
合計		6,553	(100.0%)

注）　有効回答のみ計上している。

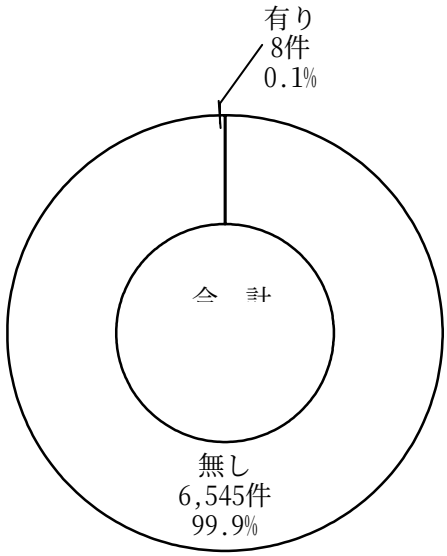

図１７．１１　野外焼却に関する行政処分の有無

１７．７　野外焼却に関する告発の有無

告発の有無		平成１３年度	
	内容	件数	（構成比）
無し		6,500	(99.8%)
有り		16	(0.2%)
	告発前に行政処分実施	0	(0.0%)
	告発後に行政処分実施	1	(0.0%)
	行政処分無し	15	(0.2%)
合計		6,516	(100.0%)

注）　有効回答のみ計上している。

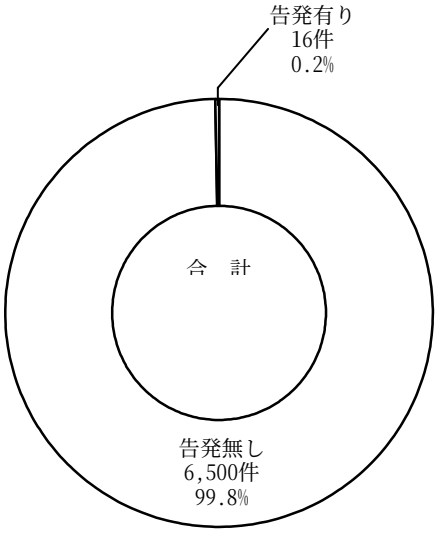

図１７．１２　野外焼却に関する告発の有無

１７．８　野外焼却に関する刑事処分の有無

刑事処分の有無		平成１３年度	
	内容	件数	(構成比)
無し		6,476	(99.1%)
	未検挙	6,444	(98.6%)
	起訴猶予	1	(0.0%)
	不起訴	1	(0.0%)
	公判中	1	(0.0%)
	その他	29	(0.4%)
有り		60	(0.9%)
	罰金	53	(0.8%)
	懲役	7	(0.1%)
合計		6,536	(100.0%)

注）　有効回答のみ計上している。

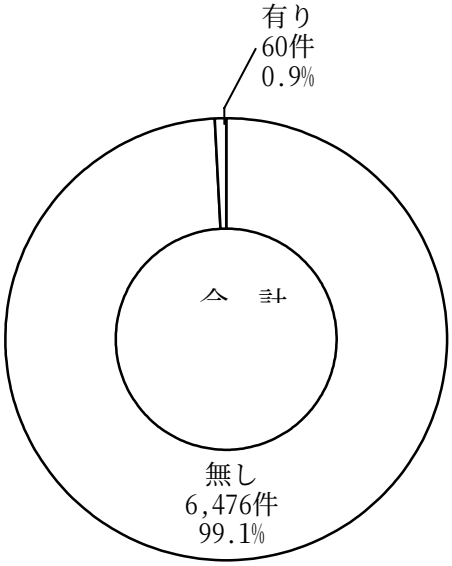

図１７．１３　野外焼却に関する刑事処分の有無

１７．９　都道府県別野外焼却件数

都道府県名	平成８年度	平成９年度	平成１０年度	平成１１年度	平成１２年度	平成１３年度
1　北海道	19	173	279	241	237	226
2　青森県	20	16	16	36	70	204
3　岩手県	9	19	11	20	8	208
4　宮城県	45	93	150	207	190	215
5　秋田県	6	13	18	29	8	9
6　山形県	42	73	105	56	68	173
7　福島県	33	42	81	60	58	48
8　茨城県	51	187	360	425	295	39
9　栃木県	74	113	111	112	136	123
10　群馬県	51	80	106	83	146	204
11　埼玉県	273	233	403	209	196	252
12　千葉県	149	207	267	347	236	377
13　東京都	38	55	46	65	28	123
14 神奈川県	52	87	114	159	215	226
15　新潟県	47	76	99	119	170	140
16　富山県	1	10	9	10	14	9
17　石川県	18	28	72	42	22	32
18　福井県	8	7	8	25	12	68
19　山梨県	81	98	119	74	35	51
20　長野県	53	91	91	177	234	294
21　岐阜県	67	85	99	60	57	80
22　静岡県	56	54	72	99	69	91
23　愛知県	72	238	224	262	265	247
24　三重県	9	28	100	130	80	108
25　滋賀県	63	218	278	258	124	127
26　京都府	102	72	63	208	170	298
27　大阪府	68	98	155	198	329	169
28　兵庫県	124	149	158	193	243	224
29　奈良県	16	17	28	341	145	118
30 和歌山県	45	47	59	93	86	99
31　鳥取県	30	28	41	44	54	66
32　島根県	19	12	20	25	37	37
33　岡山県	70	94	103	95	82	113
34　広島県	78	65	123	107	89	86
35　山口県	55	58	105	92	110	102
36　徳島県	48	41	50	101	52	32
37　香川県	29	43	42	152	136	96
38　愛媛県	39	45	97	46	63	73
39　高知県	15	67	75	64	123	141
40　福岡県	174	233	326	308	112	263
41　佐賀県	44	38	63	52	58	57
42　長崎県	72	58	105	169	203	153
43　熊本県	125	79	77	193	275	268
44　大分県	29	69	156	139	107	77
45　宮崎県	33	33	70	71	85	174
46 鹿児島県	30	120	227	229	250	183
47　沖縄県	5	4	4	15	22	51
合計	2,587	3,794	5,385	6,240	5,804	6,554

注）　保健所設置市分は、各都道府県に計上している。